（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正）

**第三条**　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。<br>イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数<br>(1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の㈠又は㈡に掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数<br>㈠　㈡に掲げる者以外のもの　九六、八七〇単位 | 一　（略）<br>二　令第五十二条第三項第一号イに基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。<br>イ　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者　(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数<br>(1)　重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者　次の㈠又は㈡に掲げる者の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数<br>㈠　㈡に掲げる者以外のもの　九六、四八〇単位 |
| (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数 | (2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数 |
| ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数 | ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数 |
| ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数 | ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数 |
| カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 | カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)<br>(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数<br>(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数<br>(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数 |